

第 I 部 忘却の政治/ 依存の抑圧

序論 フェミニズム理論と政治思想

第 I 部では、本稿において、フェミニズム理論が現在の政治を変革し、新しく社会を構想していくとすればどのような社会を構想するのかを論じていくために、フェミニズム理論にとって、既存の政治思想のどこが問題なのかが突き止められる。そこで、理論的にも実践的にも、女性の生の可能性を大きく削いできたとして語られる公私二元論に焦点をあてつつ、リベラルな社会を前提とする公的なメンバーシップ論（第一章）と私的な領域における自由意志論（第二章）を検討しながら、公私双方の領域を貫く、自律的な主体の想定こそが、フェミニズムの政治理論が格闘しなければならない、理論的問題であることを明らかにする（第三章）。

政治思想とは、プラトン『国家』やアリストテレス『政治学』に立ち戻ってみるまでもなく、ある政治体における、共生の論理や倫理を構想してきた学問である。それは、わたしたちが実際に多様な他者と共存している、という事実の記述を越えて、あるべき共生の在り方を模索してきた。そのため、政治思想史においては、具体的な現実のひとに論理的に先行する形で、統一の論理を備えた政治体を構想するだけでなく、その政治体に統合されるべき「主体」が構築されてきた。

そのことは、逆説的な形で、政治思想史とは次のことを論証してきた概念史であることを伝えている。すなわち、ひととひととの間の権利や義務、個人の自由や責任、そして正義についてわたしたちが論じようとするならば、多様な複数のひとが共に空間を共有している、という人間としての事実を訴えるだけでは、不十分である、と。

たとえば、正義論の射程が国民国家に限られていることに対する批判において、アイリス・ヤングは、グローバルな責任論が展開できない理由を、グローバルな規模でひとびとが結んでいる関係性の希薄さに求めようとする、主流の正義論に典型的に現れる国民国家中心主義に対して、つぎのように指摘している。

しかしながら、国民国家の立場は、道徳的な観点から、後に存在するものを、先行させる。時間的には必ずしもそうだといえないものの、存在論的、かつ道徳論的にいえば、社会的なつながりは、政治的な制度に先行しているのである。これは、社会契約論のもっとも偉大な洞察である [Young 2007: 162]。

ここでヤングがある種皮肉を込めながら指摘するのは、既存の政治思想史では、政治的共同体の構成員たちが従うべき規範を論じるさいに、それ以上さかのぼれないような、あ

る社会的なつながりを前提としてきた、ということである¹。つまり、権利 = 義務関係、等しい配慮をもって他者を扱うこと、社会的責任を果たすことといった、ある共同体におけるひとびとの関係性をめぐる規範 (= 社会正義) に従うべき理由は、すでにつねに彼女たち・かれらが、ある一定の社会的つながりを結んでいること 典型的なのは、国民であることを前提としている。そして、本稿では、政治思想を支える前提としての、こうしたつながりを規定してきた重要な論理の一つを、公私二元論として批判的に考察していく。

公私二元論については、すでに多くの論者によってフェミニズムの立場から批判されてきており、また、他の論考において筆者自身も公私二元論批判を展開してきたので、本稿でその議論を繰り返すことはしない²。さらに、公私二元論が理論的に生み出される契機である、公共性論については、本稿の射程を超える先行研究が存在しており、とりわけ 21 世紀に入り、政治理論・政治思想に限定されない分野を超えた関心の広がりをみせているため、やはりここで網羅的に議論することはしない³。

しかしながら、本論に入る前に、本稿で解き明かしたい課題の一つである公私二元論を、筆者がいかに関心しているのかについては、簡単に触れておく。

まず、フェミニズムにおける政治理論にとって、公私二元論批判の背景にある関心について、ランダスの議論にしたがって、以下の三つに分類しておきたい。第一に、社会的現実を二元論的に捉えようとするこれまでの社会認識に対する不満の高まり。すなわち、二元論的な社会認識は、普遍性を騙っているだけでなく、さまざまな政治・文化活動やその意味づけが国家によって独占されていくことを許してしまうことに対する批判⁴。第二に、公的領域/ 私的領域が過去の時々により、どのような文脈を背景にしながら編成されてきたのかという歴史的関心。この関心の高まりによって、いかに政治的に公的領域/ 私的領域が相補

¹ ヤングがここで参照するのは、ロックの社会契約論であるが、たとえば、ルソーも『社会契約論』において、「生まれただけの人民が、政治の健全な格律を好み、国是の基本規則にしたがうためには、結果が原因になること、制度の産物たるべき社会的精神が、その制定自体をつかさどること、そして、人々が、法の生まれる前に、彼らが法によってなるべきものになっていること、などが必要なのであろう」と論じている[ルソー 1954:65. 強調は引用者]。

² かつて筆者は、[岡野 2009a: 第 4 章]で、フェミニズム理論にとって公私二元論のなにが問題なのかについては、詳しく論じている。とくに取り上げておきたい著作としては、[Landes(ed.) 1998]と[Scott and Keates (eds.) 2004]を挙げておく。また、フェミニズム理論において公私二元論批判がどのような意味をもつのか、については、「フェミニズムは公 / 私区分を必要とするのか」と問いかける[田村 2009: 第 3 章]に詳しい。

³ 私見によれば公共性論は、ロールズ『正義論』(1971)以降の規範理論の興隆のなかで、これまで主に論じられてきた政治理論の分野を超えて、法における公共性論[ex.井上(編) 2006]や、経済学の分野にまで[ex.後藤 2002]、その射程を拡げたといえよう。

なお、政治理論における公共性論としては、2001 年より刊行が始まった佐々木毅(編) 東京大学出版会の『公共哲学』シリーズが網羅的に議論を展開している。

⁴ この点については、主に本稿第二部において、私的領域として特徴づけられてきた家族の意義・機能がいかに関心、国家によって規定されてきたかを論じる。

的に規定されてきたかを、歴史的な変化のなかでわたしたちは気づくことになった。最後に、民主主義理論への関心。つまり、「承認」「代表/表象」「文化」「平等」「関心」「正義」といった重要な政治的概念が、ジェンダーを基軸に編成されてきた公的生活/ 私的生活双方から、論じられるようになった [Landes 1998 : 16]。

このように一般的には分類される公私二元論批判に対する関心をつねに念頭におきつつも、本稿における公私二元論批判の核となる論点は、次の二点である。第一に、なによりも批判されるべきなのは、公私が男女という二項式に対応してきたために、歴史的に女性が公的領域から排除されてきたこと。この重大な問題については、すでに田村哲樹が、フェミニズム理論内での議論を詳細に検討している。田村は、国家 = 公的領域、市民社会 = 私的領域とする領域区分に対する批判と、家族 = 私的領域、それ以外を公的領域とする領域区分に対する批判とに分類し、いずれの公私二元論も、女性的なるものの価値を貶めてきたことを明らかにした [田村 2009: chap. 2, 3 and 105-106]。

第二に、さらにやっかいな現代的・現実問題として、公的領域がそこに参加することが想定されている主体の特徴によって、すでにつねに規定されてしまっていること。換言すると、たとえば、公的領域は自由な空間であるという特徴づけが存在するならば、その空間に参加することによって、その者が自由に「なる」のではなく、逆に、予め主体が「自由」であるから、その主体が参与する公的領域もまた自由な空間である、といった論理が、政治理論・政治思想史には深く根づいてしまっている、という問題である。したがって、女性たちもそのような主体に「なれ」ば、原理的には公的領域において自由な活動が許される [cf. 岡野 2007a: 44-45]⁵。とするならば、公私二元論による女性の公的領域からの排除に抵抗するために、女性もまた、自由な「主体」となることが、フェミニズムにとっての目標となるべきなのであろうか。

公私二元論は、性別役割分業論を梃にして、男性を公的領域に、女性を私的領域へととどめ置こうとしている、として、一般的に批判されてきた。そして、この批判はいまなお、公私二元論に対する重要な批判であり続けている。しかし、第二の問題は、公的領域からの女性の排除を批判するのみでは、かえって捉えそこなってしまう問題をわたしたちに知らせている。政治思想史における公私二元論、とりわけ現代リベラリズムにおける公私二元論を詳細に検討することで、第一の公私二元論批判の射程では捉えきれなかった問題が明らかにされるはずである。

この第二の問題こそ、本稿全体で解きほぐし、その論理を支えてきた根幹を明らかにしたい問題である。そして、政治的空間・領域の特徴を先取りする形で主体がつねに想定されてしまっているという、既存の政治思想・政治理論、とくにリベラリズムに孕まれたその論理に代わる、フェミニズムの政治理論を展開することが、本稿全体の課題である。

⁵ この やっかいな 問題には、第 I 部第二章を経て、第 I 部第三章で、ウェンディ・ブラウンにおけるリベラリズム批判をとりあげながら、さらに詳しく論じられる。